

# 山梨県公報

号外第四十号

平成二十六年

六月三十日

月 曜 日

## 目次

### 規 則

○山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則……………一

## 規 則

### 山梨県規則第二十七号

山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活保護法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県生活保護法施行細則の一部改正)

**第一条** 山梨県生活保護法施行細則(昭和三十七年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「生活保護法( )を」この規則は、生活保護法( )に改め、「の施行については、法」及び「。以下「施行令」という。」を削り、「に定めるもののほか、この規則の定めるところによる」を「の施行に關し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第二条中「の委任」の下に「並びに法第五十五条の四第二項の規定による就労自立給付金の支給に関する事務の委任」を加える。

第三条及び第四条を次のように改める。

(保護申請書等)

**第三条** 法第二十四条第一項の申請書は、第一号様式によるものとする。

2 法第二十四条第九項において準用する同条第一項の申請書は、第二号様式(医療扶助に係る変更にあつては、第三号様式)によるものとする。

3 葬祭扶助を申請する者は、第一項の規定にかかわらず、第四号様式に扶助を必要とする事実を証する書類を添付して申請するものとする。

4 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第四号か

ら第七号までに掲げる書類にあつては、申請する内容に關係しないものについては、添付することを要しない。

一 資産申告書(第五号様式)

二 同意書(第六号様式)

三 収入(無収入)申告書(第七号様式)

四 給与証明書(第八号様式)

五 家屋補修計画書(第九号様式)

六 生業計画書(第十号様式)

七 地代・家賃等証明書(第十一号様式)

5 第二項の申請書には、前項各号に掲げる書類のうち申請する内容に關係するものを添付するものとする。

(就労自立給付金に係る申請書)

**第四条** 施行規則第十八条の四第一項の申請書は、第十二号様式によるものとする。

第五条から第十七条までを削る。

第十八条の見出しを「(審査請求書)」に改め、同条中「係る」の下に「審査請求のため知事に提出する」を加え、「及び再審査請求書は、第五十二号様式」を「は、第十三号様式」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(徴収金の充當に係る申出書)

**第六条** 施行規則第二十二條の三第一項の申出書は、第十四号様式によるものとする。

第十九条を削る。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

山梨県知事 殿

申請者  
住所又は居所  
氏名  
保護を受けようとする者との関係

印

生活保護法による保護申請書

次のとおりですから生活保護法による保護を申請します。

現在住んでいる所				現在の所に住み始めた時期 年 月 日						※山梨県受 付年月日
家族の 状況	人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
	1		世帯主							
	2									
	3									※町村役場 受付年月日
	4									
	5									
	6									
	7									
8										

家族のうち別の所に住んでいる者があるときはその名前と住んでいる所

援助をして くれる者 の状況	世帯主又は家 族との関係	氏名	住所	今まで受けた援助及び将来の見込み

保護を申請する理由（具体的に記入してください。）

添付書類（4から7までに掲げる書類にあつては、申請する内容に関係しないものについては添付する必要はありません。）

- 1 資産申告書（第5号様式）
- 2 同意書（第6号様式）
- 3 収入（無収入）申告書（第7号様式）
- 4 給与証明書（第8号様式）
- 5 家屋補修計画書（第9号様式）
- 6 生業計画書（第10号様式）
- 7 地代・家賃等証明書（第11号様式）

（記入上の注意）

- 1 ※印欄には記入しないでください。
- 2 「添付書類」欄は、添付する書類の番号を○で囲んでください。
- 3 不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によつて処罰されることがあります。

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
 住所又は居所  
 氏名 印  
 保護を受けようとする者との関係

生活保護法による保護変更申請書

次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

家族の状況	人員	氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	※山梨県受付年月日
	1		世帯主							
	2									
	3									
	4									
	5									※町村役場受付年月日
	6									
	7									
	8									
現在受けている扶助の種類		生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭								
保護の変更を申請する事項										
保護の変更を申請する理由										
添付書類 (申請する内容に関係するものを添付してください。) 1 資産申告書 (第5号様式) 2 同意書 (第6号様式) 3 収入 (無収入) 申告書 (第7号様式) 4 給与証明書 (第8号様式) 5 家屋補修計画書 (第9号様式) 6 生業計画書 (第10号様式) 7 地代・家賃等証明書 (第11号様式)										

※認定内容

(記入上の注意)

- ※印欄には記入しないでください。
- 「現在受けている扶助の種類」欄は、該当する扶助の種類を○で囲んでください。
- 「添付書類」欄は、添付する書類の番号を○で囲んでください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
住所又は居所  
氏名  
患者との関係

印

生活保護法による保護変更申請書（医療扶助用）

次のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

申請区分	1 医療 2 治療材料 3 施術（柔道・あん摩・マッサージ・はり・きゅう） 4 移送		
患者の氏名、性別及び年齢	男・女（ 歳）	住所又は居所	
世帯主氏名			
病状及び理由			
治療等の開始 予定年月日	年 月 日	指定医療機関 名及び住所	
社会保険の加入状況	有・無	健保・日雇・共済	負担割合 割

※町村役場受付年月日	
※山梨県受付年月日	

第三号様式の二から第十六号様式までを削る。  
第十七号様式中「第17号様式」を「第17号様式(第3条関係)」に、「福祉事  
務所長」を「山梨県知事」に、「申請者住所」を「申請者住所  
氏名」に、「申請者住所」を「申請者住所氏名」に、「印」を「印」に改め、  
又は居所に「印」を「印」に改め、「証拠書類」を「  
印」に改め、「通り」を「とおり」に改め、「証拠書類」を「  
印」に改め、「行なう」を「行」に改め、同様式を第  
四号様式とし、同様式の次に次の三様式を加える。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は居所  
氏名

印

資産申告書

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土地	(1) 宅地	有・無	延面積	所有者氏名	所在地
	(2) 田畑	有・無			
	(3) 山林その他	有・無			
建物	(1) 居住用	持家 借家 借間	延面積構造	所有者氏名	所在地
	(2) その他				

2 現金・預貯金・有価証券等

現金	有・無					円
預貯金	有・無	金融機関名及び店舗名	口座番号	口座名義	金額	
有価証券	有・無	種類	額面		評価概算額	

生命保険	有・無	契約先	証書番号	加入年月日	保険金額	保険金受取人
			加入者氏名	満期年月日	保険料（月額）	
その他の保険	有・無					

3 その他の資産

自動車 〔自動二輪車〕 を含む。	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
貴金属	有・無	品名				
その他高価なもの	有・無					

4 負債（借金）

有・無	金額	借入先

（記入上の注意）

- 1 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- 2 有を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
  - （1）同じ種類の資産を複数保有している場合は、その全てを記入してください。
  - （2）有価証券は、例えば「株券・国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
  - （3）貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は居所  
氏名

印

同意書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項（保護の廃止後にあつては、1、3及び4を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）につき、貴庁が官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴庁の調査又は報告の求めに対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えることに同意します。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況



第7号様式 (第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は居所  
氏名

印

収入(無収入)申告書

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	仕事の内容、勤め先等	区分	当月分		前3月における各月分						
			日数	見込額	日数	月	日数	月	日数	月	
		収入									
		必要経費①									
		収入									
		必要経費②									
		収入									
		必要経費③									
必要経費(前月分)の主な内容	①										
	②										
	③										

2 恩給・年金等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金その他)

有・無	氏名	恩給・年金等の種類	月額	年額	備考

3 仕送りによる収入

有・無	区分	内容	仕送りをした者の氏名・続柄
		仕送りによる収入	年・月 円

現物による収入	米・野菜・魚介・その他 〔もらったものを○で囲んでください。〕	
---------	------------------------------------	--

4 その他の収入

有・無	区分	内容	収入
	生命保険等の給付金		年・月 円
	財産収入（土地・家屋賃貸料等）		年・月 円
	その他		年・月 円

5 収入のない者（義務教育終了前の者は記入する必要はありません。）

氏名	無収入の理由	無収入の理由については、次の中から選んでください。
		ア 病気
		イ 老齢
		ウ 心身の障害
		エ 失業
		オ 事業の失敗
		カ 乳児がいて働けない
		キ その他

（記入上の注意）

- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入してください。
- 「必要経費」欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の必要経費の総額を記入してください。
- 収入のうち証明書等（勤務先の給与証明書、各種保険支払通知書等）の発行が受けられるものは、この申告書に必ず添付してください。
- 不実の申告をして不正に保護を受けた場合は、生活保護法第85条又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

第十八号様式を削る。

氏名	
居住地	

第十九号様式中「(第5条関係)」や「(第3条関係)」は、

町 村	職名及び 職務内容	保険 番号	照合 認印	氏名	住所又は居 所
	職名及び 職務内容				

は、「前三月分」や「前三月に

職名及び 職務内容	
--------------	--

おける各月分」は、「日給(日分)」や「日給(日分)」は、「2 次回(以降

三箇月間)の昇給(賞与)予定年月日 金額 円 や 「2 回回の昇給(賞  
与)予定年月日 金額 円 や 「

給予定 年 月 日 金額 円 は「本月」や「当月」は  
与予定 年 月 日 金額 円

「前三箇月分(前後四箇月)の期間」や「前三月の期間(4月間)」は、「すべて」  
や「全て」は、「賞与の見とおし、現物給与及び」や「及び賞与の見通し、現物給  
与の品目及び数量並びに」は、「福祉事務所所長あて」や「山梨県知事宛て」は、「場  
合には生活保護法第85条」や「場合は、法令」は、「ご注意」や「御注意」は、

同様式を第八号様式とする。

第二十号様式中「第20号様式」や「第20号様式(第3条関係)」は、「(注)  
家屋の立面図及び平面図を作成し、補修箇所を朱記し添付すること。」や  
の注意) (記入上  
補修箇  
所を明らかにした家屋の立面図及び平面図を添付してください。」

第九号様式とする。

第二十一号様式中「第21号様式」や「第21号様式(第3条関係)」は、「見とお  
し」や「見通し」は、「、その他の費用」や「その他の費用の額」は、  
第十号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。



第12号様式（第4条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住所又は居所

氏名

印

就労自立給付金申請書

就労自立給付金の支給について、次のとおり申請します。

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）
	男・女	年 月 日（ 歳）

- 3 その他必要な事項



第14号様式（第6条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所又は居所

氏名

印

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた場合は、交付される保護金品等（保護金品（金銭給付によつて行われるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）について、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴庁と協議して定める額を、当該保護金品等の交付期日をもつて当該徴収金の納入に充てる旨を、次の1から3までの内容を承諾の上、同法第78条の2の規定に基づき申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出の内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、不実の申請であると貴庁に判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納付することが困難な場合は、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

私は、この申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より毎月 円を限度として 年 月 日付費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てるものとします。

住所又は居所

氏名

印

第五十三号様式から第六十三号様式までを削る。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

**第二条** 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表福祉保健総務課の部二の款11の項中「(第五十五条において準用する場合を含む。)」及び「、助産機関等」を削り、同款12の項中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に、「指定助産機関等」を「指定助産機関及び指定施術機関」に改め、「取消し」の下に「及び効力の停止」を加え、同款14の項及び15の項中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改め、同款16の項中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五十五条第二項」を加え、「及び指定介護機関からの」を「、指定介護機関、指定助産機関及び指定施術機関に係る」に改め、「徴収」の下に「並びに物件の提出及び提示の命令、出頭の要求並びに質問」を加え、同款中20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、同款18の項中「処分」の下に「並びに就労自立給付金の支給に関する処分」を加え、同項を同款19の項とし、同款17の項の次に次のように加える。

18	第五十五条第一項の規定による助産機関及び施術機関の指定			
----	-----------------------------	--	--	--

(山梨県事務委任規則の一部改正)

**第三条** 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ中「第二十四条第一項(同条第五項)」を「第二十四条第三項(同条第九項)」に改め、同号へを削り、同号ホを同号へとし、同号ロから同号ニまでを同号ハから同号ホまでとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第二十四条第八項の規定による扶養義務者への通知

第三条第三号トから同号ヲまでを次のように改める。

ト 第二十八条第一項の規定による報告の徴収、立入調査及び命令

チ 第二十八条第二項の規定による報告の徴収

リ 第二十八条第五項の規定による保護の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止

び廃止

ヌ 第五十五条の五の規定による報告の徴収

ル 第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止及び廃止

ヲ 第七十六条第一項の規定による遺留の物品の売却

第三条第三号に次のように加える。

ワ 第七十七条第二項の規定による家庭裁判所への申立て

カ 第八十条の規定による返還の免除

ク 第八十一条の規定による後見人選任の請求

(山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

**第四条** 山梨県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条及び第四条を削る。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の山梨県生活保護法施行細則(次項において「旧規則」という。)に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、第一条の規定による改正後の山梨県生活保護法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。